

別表

児童相談所一時保護所第三者評価結果

○評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
s	優れた取組みが実施されている 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
a	適切に実施されている よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b	やや適切さにかける 「a」に向けた取組みの余地がある状態
c	適切ではない、または実施されていない 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

○評価項目

Ⅰ子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障

(1) 権利保障

① 子どもの権利に関する説明

[No.1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 入所時に子どもの年齢や特性に応じて「一時保護所のしおり(幼児用・学齢期以降用)」を配付し、子どもを温かく受け入れている。その中で、一時保護所の生活内容や子どもの権利について図やイラスト付きのしおりを使い丁寧に理解できるよう説明している。また、施設入所措置や里親委託措置の子どもには「こどもの権利ノート」も配付している。日常の生活の中でも、必要な場面で子どもの質問に応じ、子どもの権利や意見表明について説明を行うほか、意見の投書や心理判定員との面談の中で意見を表明して良いことを伝えている。	

② 子どもの意見が尊重される仕組みの構築

[No.2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	
第三者評価結果	b
【コメント】 困った時には、いつでも職員へ相談できることを伝えるとともに、心理判定員との面談があることを伝えている。一時保護所内の意見箱を利用することも伝えている。自ら意見を表出できない子どもには、表情や行動を観察し個別に意見を聴き取る時間を設けている。退所時にアンケートを取り、その結果を課内会議で報告し、献立を食堂に貼り出す、浴室に時計を設置するなど子どもの意見を反映している。 なお、定期的に子ども会を開催しているが、生活の振り返りの場となっているため、子どもが自主的・主体的に意見を表明できる場となるよう期待したい。	

(2) 子どもに対する説明・合意

① 保護開始に関わる説明・合意

[No.3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 一時保護の開始にあたっては、子どもの年齢や状況を考慮しつつ相談判定課職員から一時保護の理由や目的などを分かりやすく説明を行い、一時保護所の職員からは「一時保護所のしおり」を用いて、一人ひとり大切にされる存在であることを分かりやすく説明し、私物の取扱いや個人情報子ども同士で交換しないなど、生活上の注意事項を丁寧に説明している。一時保護の期間については、子どもの意見を聴き取りながら見通しが立った時点で、随時心理判定員などから慎重に説明を行っている。	

② 保護期間中の説明・合意

[No.4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 保護期間中の現状や見通しについては、児童福祉司や心理判定員が適宜面談を行い説明している。一時保護所の職員は、児童福祉司等と連携を図り、子どもに寄り添い、生活場面で自然な形で相談にのり、子どもの不安を払拭するよう心掛けている。子どもから聴き取った意見について、どこまで伝えてよいか確認をとりながら、支援する上で必要な情報については速やかに児童相談所の職員と共有し統一した支援ができるよう取り組んでいる。	

③ 保護解除に関わる説明・合意

[No.5] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 一時保護の解除にあたっては、措置や保護解除を決定する援助方針会議の前に心理判定員が子どもから意見を聴き取るほか、児童福祉司が保護者の意向も踏まえながら援助方針会議で方針を決定している。面接時の子どもの反応を一時保護所の職員と共有し、子どもの心理状況や特性を考慮しながら告知のタイミングを協議し、子どもに寄り添い納得のいく意思決定ができるよう丁寧に対応している。施設入所措置の場合はパンフレットを用い説明を行い、施設職員と事前面談を行っている。里親委託措置の場合は里親宅を訪問し学校までの通学路を確認するなど、安心して移行できるよう取り組んでいる。	
[No.6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 施設入所措置や里親委託措置の子どもには、困ったときSOSを出せるよう「こどもの権利ノート」を渡し担当する児童相談所職員や児童相談所の連絡先など具体的な連絡先を伝えている。子どもに安心感をもってもらうため、一時保護解除後も継続して支援を行っていくことを伝えている。一時保護解除後の見守りについては、幼稚園や学校、市町村こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会など子どもに関わる関係機関と連携を図り情報を共有している。 なお、虐待で保護し家庭復帰した子どもには、周囲の大人へSOSを出して良いことを伝えているが、電話のかけ方の練習までは行っていないので、ロールプレイングするなど、実際の場面で活用できるよう支援することが望まれる。	

(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

[No.7] 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 受理会議や三部門会議等において、子どもの安全を確保しつつ、子どもの権利権限とのバランスを保ちつつ十分に検討して判断を行っている。通信や面会については、子どもの思いを汲み取することを意識しながら保護者との面会の状況などを踏まえ総合的に判断している。子どもの安全を確保するため、外出や通学、通信や面会に制限を設けていることを子どもや保護者に丁寧に説明を行い記録している。 なお、個別処遇の実施については、「一時保護施設運営の手引き」に基づき適切に対応しているが、一時保護所の職員だけでなく、児童福祉司や心理判定員を含めた対応や行動制限期間の検討が望まれる。	

(4) 被措置児童等虐待防止

[No.8] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 福島県の被措置児童等虐待対応マニュアルを全職員に周知し予防に努めると共に、発生時の対応について共有している。また、人材育成計画を作成し、課内会議の定例研修予定に盛り込み虐待の未然防止に取り組んでいる。これまで事例の発生はない。訪問調査時のケアの場面では、職員が子どもの呼びかけに丁寧に優しく応じており、一人ひとりを大切にしている様子が見受けられた。一時保護所には、児童相談所の職員の出入りがあり、廊下中央部には録画式防犯カメラが設置されており、子どもの行動観察と職員の行動意識の向上に繋がっている。	

(5) 子ども同士の暴力等の防止

[No.9] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 入所時に「一時保護のしおり」を活用し、子ども同士での暴言や暴力等はしてはいけないことを説明している。子どもの状況を察知し暴力等発生の予防に努め、いつでも職員へ相談してよいことや意見箱の利用を伝えている。権利侵害が発生した場合には、一時保護を要することの背景に考慮しながら個別に事情を聞き、ケースに応じて心理判定員の面談を実施している。次いでヒヤリハット報告書を作成し、職員間で連携し再発防止を図っている。 なお、暴力対応マニュアルは整備されているものの、こども同士の暴力等には性的な関わりやいじめ等も含まれており、対応力向上のための研修の実施が望まれる。	

(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮

① 思想や信教の自由の保障

[No.10] 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 思想・文化・慣習・宗教等による食習慣の違いがある子どもの入所はこれまでもあり、それらの自由の保障について、「一時保護施設運営の手引き」において、基本的な対応方針を記載しており、食習慣は代替食で対応するなど、職員が共通認識を持って支援できるようになっている。 なお、令和6年9月より入所時アンケートにて信仰する宗教の有無と必要な配慮について質問項目を加え取り組んでいるが、実際受け入れた実績がなく、カミングアウトできていない子どもについても気づいてあげられるよう聞き取り方法や説明方法の検討が望まれる。	

② 性的なアイデンティティへの配慮

[No.11] 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 これまで受け入れの経験はない。LGBTQに関しては「一時保護施設運営の手引き」において、居室やトイレ等配慮の必要性について、その趣旨や基本的な対応方針を盛り込み、職員の共通認識を図っている。保護開始後に行動観察から判明することもあるため、注意して対応している。特別な配慮が必要な子どもへのケアについて、課内会議において定例研修を行っている。 なお、環境面で風呂やトイレが共用のため工夫で対応しているが、LGBTQ等配慮が必要な子どもの一時保護に対応できる環境整備が望まれる。	

2 養育・支援の基本

(1) 子どもとの関わり

① 安全感・安心感を与えるケア

[No.12] 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 子どもの年齢や入所した背景を踏まえて、原則個別対応を基本とし、個別対応が実践できるような職員配置や環境の整備を行っている。心理判定員の心理面接や一時保護所の行動観察情報も含めて、統一した対応を行い、子どもの気持ちを受容し、毅然とした態度で関わり精神の安定を図り、信頼関係の構築に努めている。気持ちが不安定な子どもや子ども自身が希望する場合には、ぬいぐるみや毛布等、安心感につながるものを手元に置けるようにしている。児童家庭課主催の児童相談所新任職員研修や課内会議において定例研修を行っている。	

② エンパワメントにつながるケア

[No.13] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 週1回開催される「子ども会」で生活の振り返りを行い、日常生活の中で子どもが成功したことは認め、失敗した場合には頑張ったことを励ましている。おやつ作りや製作活動を通して子どもの得意分野を引き出す場面を設定するほか、行事では発表する場を設け子ども自身が自尊感情を持てるようになることを目指した支援を実践している。入所時に「一時保護のしおり」を使って、子どもが幸せに育ち、安心安全に暮らす権利があることや、職員が寄り添って相談に乗ってくれることを伝えている。	

(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮

[No.14] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 聞き取りに関する技法の研修は、中央児童相談所が主催する面接スキルトレーニングや検察と警察と児童相談所三者が合同で行う司法面接の専門研修を受講している。子どもへの聞き取りは、主に心理判定員が行っている。子どもから聞いた重要な話で、一時保護所の職員と児童相談所の職員で共有が必要な場合にはお互いに確認している。また、生活の場面で本音が聞かれた時には記録し共有している。 なお、子どもに丁寧に説明しているが、説得だけではなく納得して子どもが自由に話せるような環境づくりや聞き取りの技術の向上に期待する。	

II 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備

(1) 設備運営基準の遵守

[No.15] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 一時保護所は原則個室対応としているが、入所する子どもが多い場合は関係性を考えながら部屋割りを考えている。定員超過する場合は一時保護委託をしている。また、行動観察が必要な場合や通学の関係等に配慮し一時保護委託に切り替えるなど開放的環境への移行に配慮している。居室面積は定員12名で幼児居室を含めると国の最低基準を満たす状況にあり、廊下中央部に夜間引き戸で仕切りを設けて男女別の生活環境となっている。 なお、LGBTQや感染症に対応できるシャワーやトイレ付きの個室はなく入浴の順番や衝立で工夫して対応しているが、個別対応が取れるような環境整備が望まれる。	

(2) 個別性の尊重

[No.16] 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 保護所の日課は「一時保護所の運営の手引き」に示されている。子どもには入所時に「一時保護所のしおり」で説明を受けている。日課については、しおりに時計で時間を表示し分かるようにするほか、イラストも入れる等楽しく理解できるように工夫している。幼児用のしおりもあり入所する子どもの年齢や理解力に応じた内容になるよう工夫している。夕食前と夕食後に自由時間があり、子どもたちがテレビ、ビデオ鑑賞、読書、ゲームを自由に選べるようになっている。生活上のルールもしおりのなかで進んでやって欲しいことややってはいけないことを簡潔に示すなど子どもに制約を感じないよう配慮している。服装は、私服の着用を認めており、私服の準備ができない場合は備蓄している衣服から子どもが好きな服を選択できるようになっている。髪の色は染めている場合は丁寧に説明し、子どもの同意を得て本来の髪の色に戻している。	

(3) 生活環境の整備

[No.17] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 夕方職員が子どもと一緒に掃除を行うほか、トイレや洗面所、浴室などは夜間に職員が清掃している。ガラスや壁の破損はその都度補修が行われている。所庭は遊具が備えられ、道路に面した場所は緑色の目隠しシートが張られ外の目を気にせず、子どもがのびのびと遊べる環境になっている。リビングや居室もカーテンで外から見えないよう配慮する他、南側のカーテンを開ければ広い所庭があり開放感が感じられる。リビングには流しやIHコンロがあり子どもたちとおやつ作りを楽しめるようになっている。 なお、体育館は天井が高く、冬季は暖房が利かず利用を控えざるを得ない状況にあり、改善が望まれる。また、居室の防虫対策としてバルサンなどを用意しているが、今年度はまだ実施していないことから、発生が見込まれる時期に実施することが望まれる。	

2 管理者の責務

[No.18] 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 管理者の役割は事務分掌で明らかにされ、職員に示されている。一時保護課長は児童相談所次長が兼務している。課内職員会議(月1回)、観察会議(月1回)に出席するほか保護所内に出向き職員からの相談に応じている。緊急時にも連絡を受けて駆けつけるほか、土日は電話で指示をするとともに相談判定課と連携を取り、必要時には応援協力を得られる体制を組んでいる。受理会議で受理の可否、援助方針や一時保護委託の決定などに指導的役割を果たしている。さらに、一時保護所職員2名をスーパービジョン研修に派遣し、経験を積ませ育成を図っている。さらに、一時保護課長はメタSV(児童福祉司を指導する)の専門研修を受けており、困難ケースへの対応にも助言や相談に応じ職員を支持し信頼関係を築いている。	

3 適切な職員体制

(1) 設備運営基準の遵守

[No.19] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 令和6年4月施行された一時保護所の設備及び運営体制は令和7年度4月から経過措置が外れ対応が必要となっており、現在の人員では、会計年度職員や夜勤補助員を入れて基準をクリアできる体制にある。 しかし、入所する子どもが多様化し、個別対応の必要性が多く、複数の生活パターンへの対応に加え、緊急入所など児童の出入りが頻発しており、支援の質を保つため人員増の必要性を感じており、安全かつ適切な支援を確保できる職員体制の整備が望まれる。特に夜間対応時は正職員と児童指導補助員の2名の対応では緊急時や様々な子どもへの対応が困難な状況にあり正職員2名体制を確保できる人員の確保が望まれる。	

(2) 職員の適正配置

[No.20] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 職員の役割は事務分掌に定められ明確になっている。一時保護所には看護師、保育師、児童指導員、会計年度職員として心理療法担当職員、学習指導員などそれぞれ専門性を持った職員が配置されている。夜勤補助員は資格は持っていないが、経験の長い職員が継続雇用されている。今般人材育成計画を策定し、子どもから聴取を行う面接スキルトレーニング研修や、主任クラスの職員2名が既に指導教育担当者研修(SV研修)を受けるなど職員の専門性の向上に努めている。	

(3) 情報管理

[No.21] 情報管理が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 子どもの個別ファイルは、引き出しの中で保管し、そのほかの個人情報分かる物は、執務室の入口を子どもが空けたとき見えない位置に置いている。子どもの入退所など予定を入れるボードも入口から見えない位置に置いている。職員不在時は常に施錠し流失を防止している。個人情報の管理は「福島県個人情報の保護に関する法律等施行条例」により管理され、職員には守秘義務が課せられている。「福島県情報管自己点検表」を使い自己チェックを行い気づきを促している。家裁や警察、市町村要保護児童対策地域協議会等外部の関係機関への情報開示に当たっては、その特殊性や必要性から子どもや親の同意を得ることなく「4児相情報開示ガイドライン」(嘱託弁護士監修)で対応し関係機関と必要な情報を共有している。	

(4) 職員の専門性向上の取組

[No.22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 「会津児童相談所一時保護課人材育成計画」を令和6年9月に作成し、令和7年度の事務分掌で研修担当を置く予定としている。今後、長期視点で計画の実現・実践につながることを期待したい。また、人事異動で転入してきた職員には、日勤・夜勤とも転入職員のみの勤務とならないようシフトを調整し、先輩職員からOJTを受けて仕事を覚えてもらう工夫をしている。最初の2か月間は夜勤も先輩正職員と組ませて経験を積ませるほか2か月後もベテランの夜勤補助員と組ませるほか日勤者が子どもが寝るまで超勤で対応するなど少しずつ経験を積みながら育成している。 なお、人材育成計画の中に「一時保護所職員到達目標案」も作られており、目標管理による人材育成を実践に移すことが望まれる。また、人員体制に余裕がなく研修派遣も職員の協力に甘えてしまう傾向にあり計画的に派遣できるよう余裕ある人員体制の実現が望まれる。	
[No.23] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 毎日朝と夜、夜勤者から日勤者へ、日勤者から夜勤者へ引継ぎが行われる他、児童の処遇に関するノートと日々の様子を記入するノートの2種類の連絡ノートで情報共有が行われている。朝の引継ぎ時は一時保護課長、相談判定課の児童福祉司及び心理判定員が可能な限り参加し情報共有が行われている。また、毎月課内会議を行うほか毎週主任会議を開催し取り組みが必要な困難ケースを検討し支援方針を話し合っている。情報の共有は、児童相談所共有の県のシステムで随時連絡事項を確認できる体制となっている。さらに相談判定課の児童福祉司、心理判定員が必要時に一時保護所を訪れお互いの情報共有に努めている。	

(5) 児童福祉司との連携

[No.24] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 入所の可否を検討する受理会議には一時保護課の職員も参加しており、入所前に子どもの情報を把握できている。保護期間中は児童福祉司、心理判定員、一時保護課職員による3部門会議を開催し各部門の調査結果や援助方針を話し合っている。援助方針の方向性が大筋見えた段階で援助方針会議を開催し方針を決定している。また、心理判定員は、日常的に引継ぎや子どもとの面接で訪れており、必要と思われる情報はその都度一時保護課の職員に伝えたり対応についての相談に応じている。さらに、一時保護所で緊急事態が起こった時には、児童福祉司や心理判定員の応援・協力が得られる体制があり人員体制が十分でない保護所の補完の役割を果たしている。	

(6) 職場環境

[No.25] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	
第三者評価結果	a
【コメント】 労務管理については一時保護課長が職員の時間外勤務間が月45時間を超えないよう管理するとともに年休、介護休暇、育児休暇などを必要時適切に取得できるよう努めている。前月に休暇希望を取り勤務予定表を作るほか予定になくとも病気等の場合緊急に休める対応ができています。ハラスメントなども県の通知を回覧する他、職員会議でも周知を図っている。メンタルヘルスについては年1回ストレスチェックを行うほか県福利厚生室が行う「職員相談」の実施日を職員に周知している。一時保護課長が直接職員と面談の機会を設けている。	

4 関係機関との連携

(1) 医療機関との連携

[No.26] 医療機関との連携が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 嘱託医師として小児科、精神科医師を配置している。入所後小児科に通院し健康チェックを行うほか、精神科医は月1回定期相談会に来所する際受診している。また、必要時に随時精神科医がいる病院を受診している。虐待や性被害を受けた子どもが入所した際はその日のうちに専門医を受診している。さらに一時保護所内の行動観察から処方された薬の内容や量に疑義が生じた場合は児童福祉司や心理判定員に伝え担当医に伝え迅速な対応がとられている。精神科を受診する際は心理判定員が同伴し医師と情報交換するとともに子どもの医学的な情報を把握し一時保護所での対応についてチームケアが取れるよう取り組んでいる。	

(2) 警察署との連携

[No.27] 警察署との連携が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 警察に協力を要請する場面や連絡先、無断外出時の警察との連携は「一時保護施設の運営の手引き」(令和6年10月1日施行)の中で示されている。警察や検察の事情聴取に対しては子どもの日課を考慮するとともに面接時間を年齢×5分を目安とし、途中休憩なども入れることを要請するほか心理判定員の同席あるいはモニター付きの隣室での待機を要請している。子どもには事前に話したくないことは話さなくても良いことなど伝え子どもの不安を和らげるとともに、聴取後心理面接を行い一時保護課と情報を共有して子どもの心理面のフォローに努めている。児童相談所には警察OBを配置しており、警察との連携強化に努めている。さらに4児童相談所、警察、検察合同で外部講師を招き研修を行い聴取方法など話し合う機会を設けており聴取も同性警察官や検察官が当たることで申し合わせを行っている。	

(3) 施設・里親等との連携

[No.28] 施設や里親等との連携が図られているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 施設入所が決まった子どもには、施設のパンフレットを用い説明するとともに施設職員が来所し面接を行うなど職員と交流する機会を持っている。里親へ委託する際は里親が数回来所し子どもと遊んだり一緒に外出したり交流を重ねお互いの関係性づくりを行っている。児童相談所からは施設や里親に一時保護所の生活の中で観察できた特徴やかかわり方など口頭や書面で伝え支援の継続性に努めている。特に低年齢の子どもの里親委託の場合は慣れ親しんだおもちゃを貸しだすなど配慮している。施設入所や里親委託は心理判定員や児童福祉司から告知するタイミングを見極め伝えている。また、里親委託の場合は里親コーディネーターが毎週訪問するなど家庭移行がスムーズに進むよう対応している。施設入所後は児童福祉司が訪問するほか、年1回一泊で児童福祉司が施設に泊まり子どもの観察や話を聞く機会を設けている。	

(4) その他の機関との連携

[No.29] 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 関係機関との連携は主に担当児童福祉司が中心となり行っている。市町村要保護児童対策地域協議会に随時参加し地域と連携を図り情報の共有を図っている。また、警察や検察とは年1回会議を持ち合同面接の在り方について話し合うなど連携を深めている。会議の際保護所の見学も行い一時保護所について理解してもらうように努めている。さらに、児童養護施設とは年1回会議を持って情報交換をしている。民生児童委員協議会の研修に講師として出席し一時保護制度の内容や一時保護所について情報を提供し連携できる環境づくりを行っている。	

Ⅲ 一時保護所の運営

1 一時保護の目的

[No.30] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	
第三者評価結果	s
【コメント】 今年度職員会議で検討し子どもの権利を守ることを内容とする理念を作成している。また、それを実現するための3項目を入れた基本原則も作成している。作成に職員の意見を入れるなど職員参加で進めており、理解と共有につながっている。合わせて国の「一時保護ガイドライン」、改正児童福祉法、子どもの権利条約を踏まえ「一時保護施設運営の手引き」を作成し令和6年10月から運用を始めている。従来の手引きの中で使っていた指導という言葉を支援という言葉に見直すなど子どもの権利擁護を重視する内容に見直している。職員を外部のSV研修などに派遣しており、そこでの学びが職員の意識改革につながり権利擁護を意識した取り組みにつながっている。	

2 一時保護所の運営計画等の策定

[No.31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 一時保護所の事業計画は児童相談所事業計画の中に位置づけられ事業が実施されている。なお、児童相談所の他部門の事業に重点が置かれ、保護所についての項目は一時保護機能の充実1項目にとどまっている。理念や基本方針を受けて事業を展開するためにも一時保護所に特化した事業計画の策定が望まれる。また、策定に当たっては職員の意見や子どもの意見を入れることも望まれる。	

3 一時保護の在り方

[No.32] 緊急保護は、適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 緊急保護の場合は、入所後、速やかに健診を行っている。性的虐待など性被害を受けた恐れのある子どもは産婦人科を受診させている。保護後、児童福祉司が中心となり社会調査、心理判定員が心理診断、一時保護所で行動観察が行われている。子どもに対する説明は心理判定員から説明しており、子どものいるところに向き、子どもの不安を取り除きながら理解度に応じて丁寧に説明している。入所期間は最小限になるよう社会診断、心理診断、行動診断等迅速に行うほか、通学を考慮し一時保護委託も活用している。	

4 一時保護所における保護の内容

(1) 生活面のケア

[No.33] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 入所時に「一時保護所のしおり」を使用して日課を説明している。幼児には幼児用のしおりを用いて噛み砕いて分かりやすく説明している。日課に基づき、無理強いにならないように注意しながら必要な生活面のケアや指導を行っている。毎日入浴し、入浴後に洗濯を行い、できるところは子ども自身に行わせるなど基本的な生活習慣が身につくように支援している。 なお、朝食時間、夕食時間、就寝時間などが日課の中に示されているが、学校への登校時間、夕食から朝食時間の間隔、就寝時間などが一般家庭の同年代の子どもと異なり、職員の勤務に合わせた時間設定となっていないか検討し、将来の家庭復帰なども考慮しながら生活サイクルを一般家庭に近づけるよう日課の見直しが望まれる。	

(2) レクリエーション

[No.34] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 一時保護所には併設して体育館や運動場があり、卓球・バドミントン・バスケットボール、サッカー・野球などの道具や設備を備え、自由に遊べるようにしている。食堂には本棚を設置して子ども向けの本やマンガを備え、幼児遊戯室に絵本を置いて自由に読めるようにしている。テレビのある部屋が2つあり年齢や興味に応じた番組を見ることができるようになっている。また、CDプレーヤーを3台用意してイヤホンで聴けるようにしている。 季節ごとの行事や発表会のほかに、年間計画に基づいて毎月1回外出の機会を設けている。野外活動には次長兼一時保護課長も参加し、所内のレクリエーションには相談判定課職員が参加して、交流を図りながら観察を行うとともに子どもの安全の確保に努めている。	

(3) 食事(間食を含む)

[No.35] 食事が適切に提供されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 食材の購入、献立作成、調理の全てを外部業者に委託し、一般家庭と同様な時間帯に食事の提供がなされている。1週間分の献立表は子どもの目線に合わせた高さで掲示して、週1回の弁当の日や月1回のお楽しみパンの日を設けて楽しみのある食事提供に努めている。アレルギーのある子どもには、除去食をネームプレートに明示して誤りのないようにしている。アセスメントができていない子どもには他児と同じ食事を提供しているが、嫌いなものや残すものは無理強いしないようにして対応をしている。 なお、厨房の衛生管理や食材の保管状況の確認を実施していないため、定期的に検査を行い確認することが望まれる。また、検食を子どもと一緒に食べることで実施しているが、子どもの食事時間前に行うことが望まれる。	

(4) 衣服

[No.36] 子どもの衣服は適切に提供されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 ダメージジーンズや胸・脚が露出するもの、派手な服以外は、私服の着用を認めている。不足があれば、男女別・体形別・季節ごとの服を各4～5組準備しているなかから複数枚提示し、子どもが選んだものを職員が裾上げなどの補正をして貸与している。手袋、帽子、防寒着、体育館シューズも同様に貸与している。肌着と靴下など肌に直接触れる衣類は新品を支給している。防寒着以外は、毎日入浴後に洗濯を行い清潔な衣服が着用できるようにしている。居室に年齢に応じて2段～3段の衣装ケースを備え、幼児以外は子ども自身に衣服の管理をさせているが、種類ごとに収納できるように絵を貼って表示し、整理しやすいように工夫している。週1回職員が保管状況を確認しながら1対1で指導を行い、管理の仕方を教えて衣服の整理方法が身につくように支援している。	

(5) 睡眠

[No.37] 子どもの睡眠は適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 起床時間は、全員が6時30分にしているが、就寝時間は小学3年生までは20時、4年生以上は21時とし、幼児には午睡の時間を設けて年齢に応じた睡眠時間を確保している。中高生の試験や入試勉強のために就寝時間の遅延の申し出があった場合には個別に対応している。シーツやパジャマの週1～2回の洗濯、退所時の毛布等の洗濯乾燥するほか、業者委託による布団乾燥を年1回実施している。幼児の状況に応じて添い寝を行い、馴染みのタオルや縫いぐるみ、毛布などを持たせて安心して眠ることができるように努めている。 なお、職員が年長児の集団活動に対応するために年長幼児にも午睡をさせているなど職員の都合で睡眠時間が設定されているため、発達段階に応じた睡眠を設定することが望まれる。	

(6) 健康管理

[No.38] 子どもの健康管理が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 入居時に検便検査を行い、できるだけ早く小児科医の診察を受け、必要に応じてアレルギー検査を実施している。虐待ケースは入所日に小児科受診を行い、性被害など妊娠や性感染症の恐れにある場合は当日又は翌日には婦人科の受診を行っている。精神科は毎月、児童相談所を会場に実施している相談会での受診又はかかりつけ医への受診を支援している。毎日、排泄、食事、体調、服薬状況を確認し、幼児以外は2回の体温測定、幼児は3回実施して体温をグラフにして健康管理を行っている。健康状況は毎日、日誌や個人ファイルに記載し、「児童相談所情報管理システム」にアップして情報共有を図り、子どもの健康管理に努めている。	

(7) 教育・学習支援

[No.39] 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 入所後に学力テストを実施し学力を判定して、子どもに合った学習内容を決めている。平日の午前中を学習時間として、職員が立ち合い学習指導協力員による学習指導を行っている。学習は体育館の一角を使用して机の前後をパーテーションで区切り、学習に集中できるよう配慮している。さらに、発達障害児等にカードを配布して、カードを上げることで別室へ移動させるなど個別対応ができるようにしている。毎月1回、次長兼一時保護課長、学習指導協力員と担当職員で意見交換の場を設けて、学習支援が適切に行えるよう協議をしている。 なお、在籍校から教材の提供を受けている事例はあるが、教師の訪問などは学校により温度差がみられるため、在籍校との連携を図り子どもの学習支援に活かす取り組みが望まれる。	

(8) 保育

[No.40] 未就学児に対しては適切な保育を行っているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 保育技師と保育補助が主に未就学児の保育に当たっているが、個別の保育計画を立てていない。保育室があり職員も配置されている。未就学児の入退所も重なり保育計画を立てても計画どおりに保育を行うことが困難な状況にある。基本的な保育内容は決めているが、その日の子どもの構成等により当日に内容を決めている。紙芝居、絵本の読み聞かせを行い、電子ピアノ、ブロック、積木、パズル、粘土を揃え自由に興味のあることができるようにしている。危ないことを注意し、一つひとつ説明を加えながら遊ばせて危険のないようにしている。	

(9) 保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等

[No.41] 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 家族の面会は拒否してもよいことを子どもに伝え、子どもの意思を確認のうえ面会を行うようにしている。家族等の情報は心理判定員が面接のなかで、年齢や置かれた状況に合わせて子どもに伝えている。子どもとの面接の内容は心理判定員から一時保護所へ伝えられ、ファイルや連絡ノートに情報を記入し、面会日は事務室の入所児から見えない場所にあるホワイトボードに記入して情報の共有を図っている。一時保護所では心理判定員との面接後の子どもの様子を観察して、心理判定員が参加する翌朝の打合せで伝達している。家族との面会には、心理職が必ず同席している。一時保護所職員は状況に応じて同席し、面会の前後に観察を行い子どもに応じた支援やフォローを行っている。	

5 特別なケアの実施

(1) 性的問題への対応

[No.42] 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 一時保護所では、入所時に「一時保護所のしおり」を用いて人との距離感やプライベートゾーンについて説明している。性加害や被害の問題を抱えた子どもの受理会議は、保健師や警察OB職員も交えた多職種により開催し、一時保護中の支援方法や観察のポイントについて検討している。子どもへの性教育は基本的に心理判定員が個別面接のなかで行い、一時保護所職員は子どもから言ってきた時に寄り添いアドバイスをするようにしている。警察官等の面接には心理判定員が立ち会い、面接後に心理面接などを通してケアに努めている。 なお、一時保護所では男子と女子は分離できるが、居室は個室となっておらず同性間で性的な問題が発生したときに分離できない環境にあり検討が望まれる。また、一時保護所内での性的問題が発生した場合のマニュアルがないため、対応マニュアルの作成が望まれる。	

(2) 問題行動のある子どもへの対応

[No.43] 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 受理会議で他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについて把握されており、支援方法等について保健師や警察OB職員も参加して検討している。入所後に早めに小児科や精神科の受診を行い、医師からアドバイスを受けている。入所時に、危険物を含め一旦全ての物を預かるようにしている。心理的ケアは心理判定員が当たっているが、一時保護所でも注意深く観察して声かけを行い、寄り添って不安になる前に対応するなどの支援に努めている。他害行為については暴力対応マニュアルに基づき分離して個室対応にし、落ち着くまでクールダウンさせるなど個別ケアで対応している。また、職員が事前に兆候を察知して話題を変えたり他児を近づけないようにして未然防止に努めている。	

(3) 無断外出を行う子どもへの対応

[No.44] 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 受入時の受理会議で、一時保護に納得していない子どもやグループに所属しているなど無断外出の可能性の高い子どもを把握している。無断外出に備え、写真撮影のうえ生年月日、髪型、服装、身体的特徴、立ち回り先を記載した調査書を作成している。一時保護所では毎年、無断外出が発生した時の対応を確認し周知を図っている。実際に無断外出があった場合には、一時保護所だけでなく相談判定課を含めた児童相談所全職員で捜索に当たっている。 なお、無断外出をした子どもが戻った後の子どもに対し丁寧に対応しているが、職員間で共通した対応が出来るようマニュアル等の見直しが望まれる。	

(4) 重大事件に係る触法少年への対応

[No.45] 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 重大事件に係る触法少年については、本庁の児童家庭課と連携を図りながら受理会議において事件の内容や他児への影響を考慮して受け入れの可否や一時保護所での支援方法を検討することになっているが、近年事例はない。一時保護所は、建物の構造上、他児と分離できないため、現実的に受け入れは困難な状況にある。 なお、可能性が皆無ではないため重大事件に係る触法少年の受け入れに備え対応マニュアルの作成やバックアップ体制の検討が望まれる。	

(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応

[No.46] 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 身近な親族が亡くなった理由や子どもの状況に応じて心理判定員が適切な時期に子どもに伝えている。基本的に葬儀に参列させている。一時保護所では普段どおりの対応を基本としているが、子どもから訴えや話をされた時には子どもの話を傾聴しながら寄り添うようにしている。心理的なケアは心理判定員が行い、状況により精神科医がかかわるようにしている。 なお、子どもの状況に応じたグリーフケアやモーニングケアの取り組みは行っていないため、今後、実践できるように手引きやマニュアルの作成を行い日常生活のなかでケアを行うことのできる体制整備が望まれる。	

(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応

[No.47] 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 被虐待児は、受理会議で児童福祉司の情報等から把握できている。事前に医師の受診後に入所するケースが多いが、未受診の場合は速やかに小児科医の診察を受けている。また、性的虐待を受けたケースは速やかに婦人科等の受診を行っている。被虐待児の受診結果は診断書に記載してもらい、入居の際に子ども本人の了解を得て身体の状態を写真に撮っている。一時保護所ではあえて他の子どもと同じように接しているが、心理判定員から観察のポイントの助言を受けて注意して観察をするようにしている。心理的なケアは基本的に心理判定員が行っているが、日常的に保健師、看護師、心理判定員が連携してケアを行い、状況に応じて精神科医の受診を受けるようにしている。	

[No.48] 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 障害の有無は、受理段階である程度把握し、入所後の行動観察や学力テスト、心理検査により的確な把握をしている。 なお、障害児の受け入れの基準はなくケースバイケースで判断しているが、居室の入口や部屋の広さの問題から車椅子使用の子どもや中程度よりも重い知的障害がある児童の受け入れが困難なため障害者施設への一時保護委託を行っている。また、軽度の知的障害のある児童や発達障害児は受け入れて個別の対応を行っている。 これらの子ども達が一時保護所の専門的な支援が受けられるよう環境整備に取り組むとともに障害児の受け入れの可否の判断基準の明確化が望まれる。また、障害児については個別の支援計画を作成し、支援チームが共通理解をもって支援に当たることが望まれる。	
[No.49] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 健康上の配慮が必要な子どもについては、早期に評価を行い、速やかに嘱託小児科を受診し支援上の配慮について方針を検討している。専門的医療ケアが必要な場合、嘱託医から指示や助言を得て専門医療機関に繋いでいる。また、服薬管理が必要な子どもについては与薬管理のボード及びチェック表を活用し誤薬をしないよう徹底した管理をしている。アレルギー症状のある子どもがエピペンを所持して入所した場合でも、看護師がおりて対応ができる体制にある他、看護師不在時には嘱託小児科を受診する等、緊急時の対応が確保されている。朝の引継ぎ、夕方の引継ぎの他、引継ぎノートで詳しい情報の共有をしている。 なお、受け入れ可否の判断基準や受け入れ不可の場合の対応について判断基準等がないので、明確にすることが望まれる。	

6 安全対策

(1) 無断外出防止及び発生時対応

[No.50] 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 受理会議で無断外出が予想される子どもについては、心理判定員が心理的動機づけをし未然防止に努めている。ハード面では、保護所建物の周囲にセンサーを設置し警告音が鳴った場合に宿直員が見回るなどしている。また、無断外出の発生がしばらくしない事から経験の無い職員が多くなり、人材育成計画の課内会議の中での研修として取り組む予定としている。 なお、北側にはセンサーの設置が無く、迅速な発見が困難であり、無断外出に備え建物北側にもセンサーの設置を検討することが望まれる。	

(2) 災害時対策

[No.51] 災害発生時の対応は明確になっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 年間計画に基いて毎月机上訓練、実地訓練を行い、そのうち2回は相談所全体で取り組んでいる。また、年1回消防用設備点検管理会社の協力を得て水消火器を用いた訓練をしている。夜勤職員が毎日火元点検を行い日誌に記録し注意を払っている。福島県赤十字血液センター会津出張所が隣接しており事が生じた場合に協力を得る体制になっている。 なお、避難訓練に宿直員の参加が見送られているが、夜間時に災害が発生した場合は宿直職員の協力が不可欠であり夜間想定訓練の際は宿直員の訓練への参加が望まれる。また、次年度業務継続計画(BCP)の作成に取り組む予定になっており早期の策定に期待したい。	

(3) 感染症対策

[No.52] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 保護開始時、「一時保護施設運営の手引き」に従い速やかに嘱託小児科受診、検便をし感染症に罹患している場合、他の子どもに感染しないように注意している。今回保護開始時にコロナウイルスに罹患している子どもを受け入れた際は、部屋の出入り口にカーテンを下げ廊下に菌が漏れないよう工夫する他、共同のトイレ・洗面所はコロナウイルスに罹患している子どもが使用する度に、すぐ消毒をしクラスター発生を防止した。また、他の子ども達にもポスターなどを活用し、感染症予防への注意喚起をしている。 なお、静養室はあるが居室として使用しており、入所状況によっては感染症に罹患した子どもが安静に過ごせるスペースの確保が困難となっておりゾーニングできる環境の整備が望まれる。	
[No.53] 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 「一時保護施設運営の手引き」を作成し運営・業務の基本的な対応方針が示してある。また、不審者対応、食物アレルギー・アナフラキシー発症時の対応のフローチャートを作成し執務室に掲示するとともに、一時保護所内で感染症が発生時のフローチャート及び、子ども向けに感染症発症時の注意を分かり易く書いて示している。新人や異動職員には感染症の冊子を渡して個人的に説明をし所内で適切な対応をする取り組みをしている。 なお、定期的なマニュアルのチェック、見直しが出来ていないことを職員は認識しており、今後、現状に合わせて見直しを行う仕組み作りが望まれる。	
[No.54] 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	
第三者評価結果	b
【コメント】 一時保護所として職員の質の向上に取り組むため毎年人事評価を実施し職員のスキル向上に取り組んでいる。第三者評価受審は今回で2回目となっている。前回の第三者評価結果を受け、子どもの権利擁護に視点を当てた「一時保護施設運営施設の手引き」の作成、子どもへの退所時アンケートの実施、人材育成計画の策定、食堂の献立表を分かりやすい内容に変え見やすい場所への掲示、業務用のドレッシングボトルを家庭用に変える等の子どもの視点で改善に努めている。 今後、職員個々の振り返りの機会を持ち、気づいた課題の改善に向けてPDCAサイクルで組織全体で取り組むことに期待したい。	

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1 アセスメントの実施

(1) 保護開始時

[No.55] 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 保護所は集団生活となるため、子どもが集団生活の上で問題がないかを確認し、受理会議において可能な限りの情報を共有している。保護者同判時は直接保護者からワクチン接種状況、アレルギー、感染症等の情報の聞き取り、母子手帳を確認し、また、速やかに嘱託小児科の入所時診察を受け、必要時アレルギー検査を実施している。性的虐待が疑われる場合は迅速に嘱託婦人科を受診している。保護開始時必要な情報が得られない場合は、児童福祉司を介して学校、保育所等から可能な限り情報を得る等、迅速な情報収集を行う取り組みをしている。	

[No.56] 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 児童福祉司による社会診断、心理判定員による心理診断、嘱託小児科医、必要時は婦人科医、精神科医等による医学診断、保護所部門による行動診断を実施し総合診断を行い、援助内容・方法を文章で記載し明確化している。また、三部門会議（児童福祉司、心理判定員、一時保護課）、朝の引継ぎ、観察会議で随時話し合いをし子どもの見立てを深めている。 しかし、個別援助支援計画は作成されていないので支援チームが共通理解を持って支援に臨めるよう個別援助支援計画の策定が望まれる。	

2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施

[No.57] 援助指針に沿った個別ケアを行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 基本的な日課表が作成されており、生活時間に合わせた支援内容及び留意点を詳しく決め、また、年齢層に応じ学習指導、保育活動、カリキュラム等が決めてある。しかし、保護開始時に情報量が少なく、事前情報と実態が合わない事が多く手探り状態で観察しながら子どもの状態に合わせた対応をしている。 なお、体制面からの制約もあり個別援助支援計画作成にまでには至っていない。今後、体制面の充実を図り援助指針に基づく個別対応プログラムを作成し、個別ケアに取り組むことが望まれる。	
[No.58] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 保護開始のアンケートで子どもの家族への思いを確認し、関りの中で話す言葉や気持ち等を行動記録票に記録している。また、児童福祉司からの調査情報、心理判定員から心理検査や心理面接の結果、保護所での行動観察結果を、観察会議や三部門会議（児童福祉司、心理判定員、一時保護課）で話し合いその結果を支援方針に反映させケースの進み具合も確認している。毎週開かれる所長、次長、課長、SVの出席による主任者会議で、進捗状況を確認し必要のない長期保護にならないように取り組んでいる。	

3 子どもの観察

(1) 子どもの観察

[No.59] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 保護所では日々子どもと関りながら言葉や思いや行動を行動記録票に記録している。また、心理判定員が毎週面接を行っているが、生活場面で問題が起きた場合には保護所職員が面接を行っている。行動記録票は勤務者全員が観察した事実を記録し、所感も別建てで記録する等、個人の主観に偏らないように努めている。子どもについての記録は、児童相談所情報管理システムに入力すると共に印刷して個別にファイリングし、毎日所長まで回覧をしている。	

(2) 観察会議等の実施

[No.60] 観察会議が適切に実施されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 観察会議は、月2回実施している。また、原則必要とされる担当の児童福祉司や心理判定員の出席は得てはいないが、毎朝の引継ぎに心理判定員が出席し子どもの生活の様子、職員の対応等も確認している。なお、毎週、所長、次長、課長、SVの出席による主任会議を開催し支援の進捗状況を確認している。保護所内では情報の共有を図るために、引継ぎノート(児童個別連絡と職員間のノート)で共有し業務の引継ぎを適正に行っている。 なお、仕事の多忙さや勤務体制等から児童相談所運営指針に示されている週1回の会議は行われていないが、子どもの変化を的確にとらえ援助方針を導き出すためにも国の指針で示している週1回の観察会議を行うことが望まれる。	

V 一時保護の開始及び解除手続き

1 開始手続き

(1) 保護開始に関わる支援・連携

[No.61] 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 緊急保護が多いが、保護開始にあたり支援に必要な情報を把握して受理会議票を担当児童福祉司が作成している。受理会議には一時保護所からも職員が参加し情報を共有し、想定される必要な支援や観察のポイントについて確認をしている。入所時に嘱託小児科で健康診断、必要あるときはアレルギー検査の他、婦人科で受診をしている。また、二次感染を起こさないように検便検査を実施している。子どもには一時保護所のしおりでルールを分かり易く説明し、保護者には児童福祉司が説明を行っている。衣類は私服着用を原則とし不足分は保護者に持参してもらうようにしている。保護者の協力を得られない場合は、受け入れ時に日用品や衣服を貸与あるいは給付している。なお、日用品や衣類は常時備えており、不足分は適宜補充している。	

(2) 子どもの所持物

[No.62] 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 保護開始時に集団生活に馴染まない所持物については、預かることとし、「児童所持物調書」を作成し、所持物に子どもの名前を添えた紙を添付して写真撮影し、ビニール袋に入れて倉庫で保管している。子どもには、一時保護施設運営の手引きのルールに基いて丁寧に説明し理解を得ている。現金や貴重品は事務所金庫に保管する他必要のないもの、高額な金品は保護者に返している。また、愛着の強い毛布、ぬいぐるみ等は、精神的安定を得るために所持を認めている。親からの手紙等は紛失しないように、子どもに説明し了解を得て適正に保管している。 なお、子どもに対する説明は措置決定の中で説得されての同意とならないよう、納得が得られるまで丁寧に対応することを期待したい。	

2 解除手続き

(1) 保護解除に係る支援・連携

[No.63] 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 保護解除については、援助方針会議で決定をしている。保護継続の場合は児童福祉司から関係機関へ情報を提供している。里親委託、施設入所の場合は、一時保護所で行動観察で得られた状況や、成育歴、強み、長所、継続的に取り組む事項、大切にしているも等を定められた様式にまとめ提供する他、必要に応じ別紙に子どもの特徴、関わり方等を分かり易く丁寧にまとめ引き継いでいる。また、情報の内容を子どもに知って欲しくない場合は子どもがいないところで提供している。里親や施設への引継ぎは児童福祉司、心理判定員が適切に行っている。	

(2) 子どもの所持物

[No.64] 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 保護解除時の子どもの所有物の返還は、保護開始時作成した「児童所持物調書」と写真撮影物とを突合し漏れが無いことを確認した上で保護者から受領証を受け取っている。また、「忘れ物防止チェックリスト」を使い子どもが使っていた部屋の隅々まで複数の職員でダブルチェックをし返還忘れ防止に努めている。 なお、ここ数年、触法事件、権利者への返還、一時保護中の子どもの死亡事案が無い状況であるが、今後に備え、所持物の移管、遺留分の処分方法等について整備することが望まれる。	